

広産企第138号

令和7年5月22日

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

代表取締役 池田 康 様

株式会社広島バスセンター

代表取締役 及川 享 様

株式会社そごう・西武

代表取締役 劉 勁 様

広島市長 松井 一實

(経済観光局企業誘致・創業推進課)

大規模小売店舗立地法の規定による広島市の意見について（通知）

令和6年12月17日付けで、大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により届出された下記大規模小売店舗については、意見を有しませんので、同法第8条第4項の規定により通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
広島センター・基町ビル
- 2 大規模小売店舗の所在地
広島市中区基町10番地11ほか

広産企第139号

令和7年5月22日

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

代表取締役 池田 康 様

株式会社広島バスセンター

代表取締役 及川 享 様

株式会社そごう・西武

代表取締役 劉 勁 様

広島市長 松井 一實

(経済観光局企業誘致・創業推進課)

大規模小売店舗の設置に伴う対応について（要請）

令和6年12月17日付けで、大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により届出された「広島センター・基町ビル」について、本市は令和7年5月22日付けで同法第8条第4項の規定による通知を行いました。その他、下記の事項について対応をお願いします。

記

- 1 今後も、交通、騒音等の状況を把握するとともに、大規模小売店舗立地法第10条に規定するとおり店舗周辺的生活環境の保持について適正な配慮をして、店舗の維持及び運営を行うこと。また、本市が同法第14条の規定による報告を求めた場合には報告すること。
- 2 広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドラインに基づき提出された地域貢献計画書に沿った店舗運営に取り組むこと。また、毎事業年度終了後3か月以内に、1事業年度分の地域貢献実施状況報告書を提出すること。